

子育てに関わる団体への活動支援補助金募集要項  
～身近な子育てネットワーク構築推進事業について～

## 1 目的

主に未就学児とその保護者を対象に活動している団体に対して、活動支援補助金として20,000円を上限に交付します。

## 2 対象団体

- ・ 育児サークル  
北九州市内の市民センターなどを拠点として活動している育児サークル。
- ・ 子育て支援者・ボランティアグループ  
北九州市内の市民センター、児童館などを拠点として、子育て支援活動を行うグループ  
例：読み聞かせグループ、子育てサポーターのグループ

上記の団体で、次の全ての条件に該当する団体が対象となります。

- (1) 団体のメンバーが5名以上であること。
- (2) 団体のメンバーの半数以上が北九州市民であること。
- (3) 継続的な活動実績又は活動計画（年間10回以上）があること。
- (4) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体（者）でないこと。

※ 政治的・宗教的活動及び営利活動を主目的とする団体については、交付対象としません。また名称の異なる団体であっても、構成員が同一、もしくは同一とみなされる団体については、交付対象としません。

## 3 補助の対象となる活動

下記「8 補助対象となる活動期間」中に実施する下記の活動

- ・ 子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換等に関する活動  
(例：子育て世帯同士の情報交換会、スタッフによる悩み相談の実施、など)
- ・ 育児サークルの自主的活動
- ・ 地域で行われる子育て支援活動

※ 交付決定金額の少なくとも3割は「子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する経費」に充てなければならない。

※ 補助の対象に該当する活動かどうか不明な場合は、「活動支援補助金Q&A」をご一読のうえ、こども若者成育課にお問い合わせください。

<補助の対象となる経費の例>

- 子育ての情報交換等の活動を実施する際の会場使用料やその他必要経費
- 子育ての悩み相談を専門家（保育士など）に依頼する場合の経費
- 育児サークルやフリースペース等の立ち上げ・運営に係る経費

- 育児サークルやボランティア活動経費
  - 講座開催時の講師謝礼 (団体内のメンバーへの支払いは対象外)
  - 遊具教材購入費
  - お誕生日会などイベント開催時の経費
  - その他活動に必要となる経費
- <補助の対象とならない経費の例>
- × 会議などの際の食事代
  - × 電子ゲーム機等個人遊具の購入
  - × パソコン・タブレット等の電子機器      など

#### 4 補助の対象となる条件

次に掲げる条件を満たさなければ、補助対象となりません。

- (1) 活動の一部に、子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換等に関する活動を含んでいること。
- (2) 団体の構成員が、活動の参加者から子育ての悩みや不安に関する相談を受けられるよう、対応能力向上のために必要な研修等の参加に努めていること。

#### 5 補助金額

1団体、1回20,000円を上限とします。

※ 補助対象となる経費は、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までの間に支出する経費に限ります。

#### 6 申請手続

##### (1) 受付期間

令和8年5月25日(月)～令和8年6月17日(水) 当日消印有効

##### (2) 申請方法

申請は、所定の様式に必要事項を記入して、こども若者成育課まで郵送又は持参により提出してください。

##### (3) 申請書の配布

申請書は北九州市のホームページからダウンロードできます。(「活動支援補助金」で検索してください。)

##### (4) 提出書類

###### 【申請時】

- ・活動支援補助金交付申請書(様式1)
- ・実施計画書(様式2)
- ・収支予算書(様式3)

###### 【交付決定時】

- ・請求書
- ・振込口座指定届
- ・会計責任者指定届
- ・通帳の写し

#### (5) 申請にあたっての留意事項

申請後に代表者や事務担当者が変更になった場合や、内容（活動内容や支出経費等）に変更が生じた場合には、必ずこども若者成育課までご連絡ください。

#### (6) その他

- ・提出された申請書等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。こども若者成育課から内容についての問い合わせをすることがありますので、提出前に写しをとってお手元に保管してください。
- ・申請書等への押印は不要です。

※申請書等において、本人が申請等を行っているかどうか疑義がある場合には、電話やメール等により確認を求める場合があります。

### 7 交付決定

7月中下旬頃までに交付決定し、申請者に通知します。

### 8 補助対象となる活動期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

この期間に行う活動の経費について、補助金を交付します。

### 9 補助金の交付

決定通知書とともにお渡しする書類（請求書等）に必要事項を記入し、提出していただいた後、随時、交付金額を振り込みます。

### 10 その他

- (1) 令和9年3月31日までの活動経費が交付金額に満たない場合は、その差額を返納していただきます。
- (2) 補助の対象となる活動の終了後20日以内に、実績報告書、収支決算書及び領収書を提出していただきます。
- (3) 実績報告書の提出期限は2月末頃を予定しています。  
詳細につきましては、別途お知らせを送付いたします。
- (4) 補助金により購入した物品等については、団体のものとして記名し、保管責任者や保管場所などを定めるなど、適切な保管を心がけてください。
- (5) 補助金を交付した団体の団体名、活動内容及び活動場所等については、こども若者成育課のホームページ等で紹介させていただくこともありますので、ご了承ください。なお、申請書等に記入していただいた個人情報については、選考及び資格確認のため、必要な官公庁への照会を行うことのみ利用し、目的外の使用は一切いたしません。

《問い合わせ・提出先》

〒803-8501

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市子ども家庭局 こども若者成育課

担当：中村・屋方・武田

TEL 582-2473 FAX 582-5145